

## 日本体育大学東京都保護者会会則

### 総則

#### 第1条 (名称及び事務局)

「日本体育大学東京都保護者会」(以下「本会」という)と称し、事務局を東京都保護者会の会長宅に置く。

#### 第2条 (会員)

本会の会員は、日本体育大学（大学院を除く、以下「本学」という）に在籍する学生の東京都在住の保護者、またはこれに代わる者（以下「保護者」という）とする。

#### 第3条 (目的)

本会の目的は次に掲げるとおりとする。

- 1 本学と保護者の間にあって、学生の健全なる育成を旨とし、会員の相互理解を深めその増進を図る。
- 2 本学と保護者会本部に協力し、その活動を支援する。
- 3 本学と保護者相互の交流と親睦、情報の共有を図る。

#### 第4条 (活動)

本会は前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- 1 会報誌等を発行する。
- 2 本学、保護者会本部及び各支部からもたらされる諸情報を収集する。
- 3 学生の進路及び研究修養に関する支援をする。
- 4 その他、保護者会として必要と認められる活動をする。

### 役員

#### 第5条 (役員)

本会には次の役員を置く。

- |       |      |
|-------|------|
| 1 会長  | 1名   |
| 2 副会長 | 2名以上 |
| 3 書記  | 2名以上 |
| 4 会計  | 2名以上 |
| 5 広報  | 2名以上 |
| 6 監査  | 1名以上 |
| 7 幹事  | 若干名  |

## 第6号議案

### 第6条 (役員の選出)

- 1 本会役員は保護者の中の希望者から選任する。
- 2 会長、副会長、書記、会計、広報、監査は役員会において選出し、総会の承認を受ける。

### 第7条 (役員の任期)

- 1 会長、副会長、書記、会計、広報、監査の任期は、定期総会で承認された日から次期総会までとし、再任を妨げないが原則として上限を2期とする。  
但し、会計の任期は1期限りとし、再任されないものとする。
- 2 本学の同窓生は役員の3分の1を占めてはならない。また、原則として会長にはならない。
- 3 役員に欠員が生じたときは、役員会の決議で選任補充できるものとし、その役員の任期は前任者の残任期間とする。
- 4 役員が保護者でなくなった場合には、その役員は退任しなければならない。

### 第8条 (役員の役割)

#### (会長)

会長は本会を代表し、会務を統括する。

#### (副会長)

副会長は会長を補佐し、会長不在のときはその代理を務める。

#### (書記)

書記は会の議事を正確に記録し、各種の会議に報告する。

#### (会計)

会計は本会の会計事務をつかさどり、定期総会に会計監査を経た決算報告をする。

#### (広報)

広報は会報誌等を編集する。

#### (監査)

監査は隨時会計の状況を監査し、定期総会に会計監査の結果報告をする。

#### (幹事)

幹事は役員会の定めるところに従い本会の業務を担当する。

### 第9条 (顧問)

顧問を必要とする場合には、会長が役員会に諮り協議後に委嘱する。顧問は会長の諮問に応え会議に参加するが、決議には加わらない。

## 第 6 号議案

### 会議

#### 第 10 条 (総 会)

- 1 総会は定期総会と臨時総会とし、会長が招集する。
- 2 定期総会は年 1 回開催し、活動の報告、決算及び監査の報告、役員の選出及び承認、次期活動案及び予算案の提示、その他について審議する。
- 3 定期総会は会員の 3 分の 1 以上の出席若しくは委任状をもって成立する。
- 4 臨時総会は会長が認めたとき、役員会の決議を経て招集することができる。
- 5 臨時総会は会員の半数以上が要望したとき、開催しなくてはならない。

#### 第 11 条 (役員会)

- 1 役員会は会長、副会長、書記、会計、広報、監査、幹事、顧問をもって構成する。
- 2 役員会は会長が招集し、議長は副会長が務める。
- 3 役員会は役員の半数以上が要望したとき、開催しなくてはならない。

#### 第 12 条 (決 議)

総会及び役員会の決議は、出席者の過半数の同意を得るものとする。

### 会計

#### 第 13 条 (収入及び支出)

本会の経費は保護者会本部からの支部活動補助費、寄付金、その他の収入をもって充てる。

#### 第 14 条 (会計年度)

会計年度は 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までとする。

### 細則

#### 第 15 条

この会則に定めるものの外、必要な事項は役員会で決定する。

### 付則

本会則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

一部改正した本会則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

一部改正した本会則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

一部改正した本会則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

一部改正した本会則は、平成 30 年 6 月 23 日から施行する。